

山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

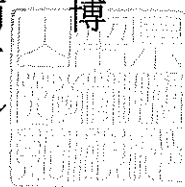
山梨県議会議員一般選挙において開票事務を選挙会事務に併せて行う選挙区（令和五年山梨県選挙管理委員会告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山

博



本則中、「甲府市選挙区、富士吉田市選挙区」、「大月市選挙区」、「南アルプス市選挙区」及び「甲州市選挙区」を削る。